

アスベストによる健康被害に関する要求

要求項目に対する回答

令和7年4月17日

【R06 自治労府職要求回答】

1 石綿粉じん¹に曝露する恐れのある業務に職員を従事させる場合には、労働安全衛生規則等に定める保護具の着用について徹底し、従事職員の健康障害の防止を徹底すること。

(企画厚生課)

保護具の適正な使用については、「職場巡視チェックリスト」に項目を設け、所属の衛生管理者による職場巡視で確認するよう、毎年、年度当初に通知しております。

また、各施設管理者における石綿の管理につきましては、「施設管理者のためのアスベスト管理マニュアル」により周知しているところでございます。

引き続き、適切な運用がなされるよう周知を行うなど、従事職員の健康障害防止に努めてまいります。

【労働安全衛生規則】

第二章 保護具等

(呼吸用保護具等)

第五百九十三条 事業者は、著しく暑熱又は寒冷な場所における業務、多量の高熱物体、低温物体又は有害物を取り扱う業務、有害な光線にさらされる業務、ガス、蒸気又は粉じんを発散する有害な場所における業務、病原体による汚染のおそれの著しい業務その他有害な業務においては、当該業務に従事する労働者に使用させるために、保護衣、保護眼鏡、呼吸用保護具等適切な保護具を備えなければならない。

2 事業者は、前項の業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、保護衣、保護眼鏡、呼吸用保護具等適切な保護具について、備えておくこと等によりこれらを使用することができるようにする必要がある旨を周知させなければならない。

(労働者の使用義務)

第五百九十七条 第五百九十三条第一項、第五百九十四条第一項、第五百九十四条の二第一項及び第五百九十五条第一項に規定する業務に従事する労働者は、事業者から当該業務に必要な保護具の使用を命じられたときは、当該保護具を使用しなければならない。

【石綿障害予防規則】

第七章 保護具

(呼吸用保護具)

第四十四条 事業者は、石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する作業場又は石綿分析用試料等を製造する作業場には、石綿等の粉じんを吸入することによる労働者の健康障害を予防するため必要な呼吸用保護具を備えなければならない。

【R06 自治労府職要求回答】

2 過去に石綿粉じん曝露の恐れのある業務に従事した職員に対して、従事職員の健康状態について注意喚起を行うとともに、健康障害を訴える職員に対して十分な体制で相談に応じること。

(企画厚生課)

過去に石綿粉じん曝露の恐れのある業務に従事した現職の職員については、毎年の定期健康診断もしくは人間ドックで実施する「胸部 X 線」検査において引き続き健康管理を行ってまいります。

また、健康不安があれば、産業医及び保健師の健康相談を実施する旨周知してまいります。

石綿粉じんによる健康障害に罹患した場合には、健康診断や健康相談に加え、病気休暇等各種制度を活用し、適切に対応してまいります。

3 石綿粉じんによる曝露については、将来がんや中皮腫などの健康障害が生じるおそれがあるため、「健康管理手帳制度」に基づいた、離職後の健康管理について改めて周知すること。

(企画厚生課、庁舎管理課)

がんその他の重度の健康障害を発生させるおそれのある業務に従事したことがあり、一定の症状がある場合に都道府県労働局が交付する「健康管理手帳」の制度について、各所属へ周知するとともに、離職後も職員から相談があった場合には、適切に対応してまいります。

また、現職および退職者で当時庁舎管理課に在籍した職員に対する周知についても行ってまいります。

今後とも、労働安全衛生法等関係法令に基づき、職員の健康確保が図られるよう、適切な対応に努めてまいります。